

## 解体・改造・補修工事を行う際は、法令で受注者等に 「石綿の事前調査」及び「結果の表示」が義務づけられています

建築物等に石綿（アスベスト）が使用されているかを事前に十分調査せず、石綿の飛散防止措置をとらなかったため、解体等工事において石綿が飛散したと推測される事例が生じています。石綿の事前調査の徹底をお願いします。

### ■事前調査について

#### ◎調査方法

- 設計図書等による書面調査及び現地での目視調査を行ってください。
- 石綿含有建材の判断ができない場合には、分析調査をするか石綿含有とみなしてください。

#### ◎工事場所に掲示すべき事項（裏面記入例を参考）

- 事前調査の結果（特定工事に該当するか否か及びその根拠）
- 解体工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 調査を終了した年月日、調査の方法（書面調査・目視調査・分析調査）
- 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類



#### ◎その他義務

- 掲示板はA3サイズ（42.0cm×29.7cm）以上で公衆の見やすい場所に設置してください。
- 事前調査の結果は、作業開始前までに書面で元請け業者から発注者へ説明する義務があります。
- 事前調査に関する記録は、解体等工事終了後3年間保管する義務があります。
- 発注者は、受注者が行う調査に要する費用を適正に負担すること等に協力しなければなりません。

詳細は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル」の85～101ページを参照してください。（右のQRコードから確認できます。）



### ■解体等工事に伴う届出について

#### ◎事前調査の結果、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が確認された場合の届出

- 大気汚染防止法の「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出 ⇒ 長野市環境保全温暖化対策課
- 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出 ⇒ 解体工事等の現場を管轄する労働基準監督署

#### ◎その他解体等工事に伴う届出

- アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書の提出（県要領関係）
  - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出
- ⇒ 長野市建築指導課

### ■その他注意

◎大気汚染防止法の改正（令和2年6月5日公布）により、以下の規定が段階的に追加されます。

#### ○義務違反による直接罰の適用

- ・除去等措置の義務違反 ⇒ 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・電子システム等による事前調査結果の報告義務違反（令和4年4月1日から） ⇒ 30万円以下の罰金

#### ○必要な知識を有する者<sup>\*</sup>による事前調査の実施（令和5年10月1日から）

- ※・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（一戸建て等石綿含有建材調査者は一戸建て住宅に限る）
- ・（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

### 連絡先

長野市環境部環境保全温暖化対策課 224-8034

長野市建設部建築指導課 224-5076

【記入例】 出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル（環境省）

○石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業（届出対象）記入例 ※掲示サイズは（横 420mm 以上、縦 297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>※1</sup>、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称：○○○解体工事作業所		発注者または自主施工者	
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
看板表示日		令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都○○区○-○	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名   ○○ ○○ 連絡場所 TEL   03-x x x-x x x x	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	(除去) 囲い込み・封じ込め・その他	氏名又は名称及び住所	
集じん装置	機種・型式・設置数 ・機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台 排気能力(m <sup>3</sup> /min) ○○m <sup>3</sup> /min(1時間あたりの換気回数4回以上) 使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%) HEPAフィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3µm	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬剤:○○○○・固化用薬剤:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床0mm、その他0mm)・接着テープ等 その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法 (例)吹付け層に薬剤を含まず等により表面を被覆する封じ込め工法 <sup>※2</sup> (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 <sup>※2</sup>	その他事項	
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

○石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例 ※掲示サイズは（横 420mm 以上、縦 297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>※1</sup></p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称：○○○解体工事作業所		発注者または自主施工者	
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○	
看板表示日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都○○区○-○	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名   ○○ ○○ 連絡場所 TEL   03-x x x-x x x x	
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有付酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材④⑤		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	(除去) その他	氏名又は名称及び住所	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有付酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬剤:○○○○・剥離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:0mm)・接着テープ等	その他事項	
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合